

小山市長 様

申込者(施設)住所

申込者名

当事業の趣旨に賛同したため、以下のとおり申し込みます。

施設名			
【業 種】番号に○をつけて下さい	1. 飲食店 2. 医療機関 3. 薬局 4. 金融機関 5. 理・美容施設 6. 学校等 7. 幼稚園・保育所 8. 入浴施設 9. 宿泊施設 10. 事業所 11. 小売業 12. その他(具体的に)		
連絡先	担当部署		担当者名
	TEL		FAX
	E-mail		
	登録区分	要件	
	<input type="checkbox"/> A区分(敷地・建物内全面禁煙)	施設建物、駐車場や中庭など、敷地内のすべてを終日全面禁煙としている施設	
	<input type="checkbox"/> B区分(建物内全面禁煙)	駐車場などの屋外スペースに喫煙場所があるが、建物内は終日全面禁煙で、屋外からの受動喫煙がない施設	

受動喫煙防止対策を開始した時期	西暦 年頃から
受動喫煙防止について工夫している点などがありましたらご記入下さい	例)ポスターやリーフレットの設置、施設のHP などへの掲載等

広報やHPでの公表の希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (公表内容は施設名・業種・所在地・登録区分です)
ステッカーデザインの使用について(施設の広告やメニュー表等)	<input type="checkbox"/> 希望する(但し、デザインや配色の変更は不可) <input type="checkbox"/> 希望しない

■ 裏面に貴施設の写真を添付して下さい(データ印刷でも可) ■

【おやま禁煙おもてなし施設】 登録施設募集!



小さな自慢が
山ほどあります!

※下部二次元バーコードから
申請フォームへ



小山市では、健康増進法に基づき、受動喫煙^{※1}を防止する環境づくりとして、「おやま禁煙おもてなし施設」の登録制度を平成27年度から開始しました。

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙^{※1}を防ぐため、施設や店舗等はその種類に応じて敷地内禁煙又は建物内禁煙が義務付けられました。

これを機会に、登録しませんか?

※1 受動喫煙とは、室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸い込んでしまうことです。

■対象となる施設■

学校、病院、診療所、薬局、事務所、飲食店、百貨店、スーパーマーケット、金融機関など、多くの方が利用する施設

■登録区分と登録要件■

登録区分		要件
A区分	敷地内全面禁煙	施設建物、駐車場や中庭など、敷地内のすべてを終日全面禁煙としている施設
B区分	建物内全面禁煙	駐車場などの屋外スペースに喫煙場所があるが、建物内は終日全面禁煙で、屋外からの受動喫煙がない施設

令和6年3月時点でA区分160施設、B区分124施設にご登録を頂いています!



登録していただいた施設は「利用される方の健康に配慮しており、市民の方にも安心してご利用いただける施設」として小山市のホームページにも掲載させていただきます。お申し込みをお待ちしています!!

二次元
バーコード
(LoGo フォーム)

オンライン申請は
こちらから!

きれいな空気でおもてなし♪



■裏面に認定までの流れがあります■

キ
リ
ト
リ

「敷地内全面禁煙」あるいは「建物内全面禁煙」を標記していることがわかるもの
(看板、メニュー表等)の写真を添付して下さい。

■認定までの流れ■

申込み

(1)紙面で申請

表面へ必要事項を記入し、健康増進課へ提出してください。(郵送、FAX、窓口への持込)

※登録申込書は、小山市のホームページ <https://www.city.oyama.tochigi.jp/> でダウンロード可能

小山市 禁煙おもてなし

検索

(2)オンラインで申請

二次元バーコードから必要事項をフォームへ入力し、送信してください。

二次元
バーコード
(LoGo フォーム)

確認

健康増進課にて、登録申込書の内容が登録要件に合っているか確認します。

登録

登録要件に合っていると判断した場合は、決定通知書を申請者に送付します。
また、認定ステッカーを交付します。

周知

ステッカーは、利用する方が外からわかりやすい場所へ貼っていただきます。
また、登録施設は小山市ホームページで公表します(任意)。

【登録施設例】



【ステッカーイメージ】



※この申込書で得られた個人情報は、当事業以外では使用しません。

■問い合わせ先■

小山市健康増進課 健康づくり推進係
TEL 22-9520 FAX 22-9543